

改正

昭和50年12月15日条例第12号

昭和59年12月12日条例第23号

平成3年8月26日条例第15号

平成5年9月29日条例第11号

平成10年6月29日条例第10号

平成12年3月23日条例第6号

平成13年3月23日条例第4号

平成13年9月27日条例第15号

平成15年3月18日条例第5号

平成18年9月27日条例第31号

平成20年2月7日条例第1号

平成20年3月24日条例第11号

平成22年9月22日条例第22号

平成23年3月23日条例第5号

平成24年3月22日条例第8号

平成27年9月28日条例第31号

平成29年3月6日条例第1号

令和3年6月28日条例第16号

鶴ヶ島市子ども医療費助成金に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもの保護者に対し医療費助成金を支給し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(3) 医療保険各法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める社会保険各法をいう。

(4) 保険医療機関等 次に掲げるものをいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

イ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けている者

エ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師

(5) 一部負担金 医療保険各法又はその他の規程による療養の給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養の標準負担額、他の法令又はその他の規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

(支給対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもの保護者とする。ただし、当該子どもが次の各号のいずれかに該当する者である場合は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(3) 鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）の規定による医療費助成金の支給を受けている者

(4) 鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）の規定による医療費助成金の支給を受けている者

(受給資格者の登録等)

第4条 医療費助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づき、当該保護者を前条に定める支給の対象となる者と認めたときは、その者に係る事項を受給資格者台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により受給資格者台帳に登録した者（以下「受給資格者」という。）に受給資格者証を交付しなければならない。

(受給資格者証の提示)

第5条 受給資格者は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給資格者証を提示しなければならない。

(支給)

第6条 市長は、当該受給資格者が当該子どもに係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額を医療費助成金として支給するものとする。

(支給の方法)

第7条 前条の規定による医療費助成金の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となる子どもが市長の指定する保険医療機関等で医療を受けたときは、当該保険医療機関等の請求により、当該子どもに係る一部負担金に相当する額を当該子どもの保護者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該子どもの保護者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療費助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療費助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費助成金の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 鶴ヶ島町乳児医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第15号）は、この条例の施行の日から廃止する。

3 この条例施行の際、従前の条例の規定に基づいてなされている手続、その他の行為は、この条例に基づいてなされた手続、その他の行為とみなす。

附 則（昭和50年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第23号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第11号）

- 1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第4号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第15号）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市乳幼児医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付に要する費用について適用し、同日前に療養の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第5号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市乳幼児医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付に要する費用について適用し、同日前の療養の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第31号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市乳幼児医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養

の給付に要する費用について適用し、同日前の療養の給付に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鶴ヶ島市こども医療費助成金に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付に要する費用について適用し、同日前の療養の給付に要した費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際新条例第3条の規定により新たに医療費助成金の支給の対象となった乳幼児以外の子どもの保護者は、新条例第4条の規定にかかわらず、同条第3項に規定する受給資格者として受給資格者証を交付されたものとみなす。

附 則（平成22年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第6条の改正規定、第7条の改正規定中「前条」の次に「の規定による医療費助成金」を加える部分並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鶴ヶ島市こども医療費助成金に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付に要する費用について適用し、同日前の療養の給付に要する費用については、なお従前の例による。

（鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例の一部改正）

- 3 鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年条例第8号）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第6条の規定は、平成24年10月1日以後の療養の給付に要する費用について適用し、同日前の療養の給付に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第31号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。